

(2) 入居資格の審査書類

※各種公的証明書類は、資格審査日を基準とした3か月以内に発行されたものが有効です。

(ア) 申込み世帯全員に必ず提出していただく書類（①～④のすべて）

	種類	書類の内容	発行機関等	
①	住民票	世帯全員で、続柄の記載のあるもの 国籍や在留期間は省略していないもの ※マイナンバーが記載されていないもの	市役所等	
②	住宅の証明	○アパート（民営借家等）に住んでいる方 賃貸借契約書 ※審査時点で契約期間内のもの（賃貸借契約書全ページの写し） ※社宅等で賃貸借契約書が無い場合は、貸主との 賃借を証明する書類等 を提出してください。	本人又は 不動産 管理会社	
		○親族等の家に住んでいる方（次のいずれかの書類） 家屋の固定資産評価証明書 ※共有名義の場合は、共有者すべてが分かるもの	市役所等	
		建物の登記事項証明書	法務局	
③	所得の証明	・入居を予定している全員分（申込時点で中学生以下の方は不要） 令和6年度 課税証明書又は非課税証明書 ※総収入額が記載されたもの <u>【給与所得・年金所得者】【事業所得者】の方は、以下の書類も合わせて必要です。</u>	市役所等	
		給与・年金所得者の方	令和6年分の給与所得の源泉徴収票 ----- 令和6年分の公的年金等の源泉徴収票	勤め先 ----- 日本年金機構等
		事業所得者の方	令和6年分の確定申告書 確定申告書の写し又は、事業所得等収支明細書（P25）	事業者本人 又は 税務署等
④	納税の証明	・入居を予定している全員分（申込時点で中学生以下の方は不要） ※分納中など滞っている県民税・市町村民税がある場合は、入居が認められません。	市役所等	
		課税されている方		令和5年度 県民税・市町村民税の納税証明書
		課税されていない方		令和5年度 非課税証明書

※マイナンバーカードをお持ちの方

入居資格審査時に判明した行政機関が発行する不足書類をお近くのコンビニや市役所で取得できる場合があります。念のため、マイナンバーカードをご持参いただくことをお勧めしています。

※コンビニエンスストアで証明書を入手するには暗証番号の入力が必要です。

※生活保護受給者についても③④の非課税証明書が必要になります。

※不明な点については、お気軽に問合せください。[県営住宅課:048-829-2875]

(イ) 該当する方にのみ提出していただく書類

	区 分	書 類 名	発行機関等	優遇 番号
収入	令和6年1月2日以降に現在の職場に就職した方	給与支払証明書 (P24)	勤め先	
	令和6年1月2日以降に自営業を開業した方	以下のいずれかの書類 税務署長に提出した開業届の控	税務署 又は 事業者本人	
		事業所得等収支明細書 (P25)		
	令和5年1月2日以降に退職し現在無職の方	以下のいずれかの書類 雇用保険受給資格者証の写し	ハローワーク	
		勤務先の代表者等が証明した退職証明書 (P26)	勤め先	
	令和5年1月2日以降に自営業を廃業された方	税務署長に提出した廃業届の控	税務署等	
令和5年11月以降に、新たに年金を受給し始めた方	年金証書及び年金支払通知書の写し	日本年金 基構等		
在勤	県外居住者で県内に勤務場所のある方	在職証明書 (P26) (勤務先の代表者等が証明したもの)	勤め先	
世帯 状況	事実上婚姻が解消した世帯	ア 必ず提出を要する書類 ・ 戸籍謄本 (親子別戸籍の場合は双方のもの)	市役所等	
		[外国籍で戸籍謄本が取れない方] ・ 独身証明書 (婚姻要件具備証明書等) 配偶者の死亡、離婚、未婚の確認ができる公的証明書と日本語訳	大使館等	
		イ いずれか一つ提出が必要な書類 ・ 双方の住民票 (申込締切日時点で1年以上の別居している事が確認できるもの)	市役所等	
		・ 事件係属証明書 (家庭裁判所に離婚の調停を申し立てている証明書)	裁判所	
	事実婚 (パートナーシップ含む) の関係に該当する世帯	以下のいずれかの書類 ア それぞれの戸籍謄本、1年以上の同居 (申込み締切日時点) が確認できる世帯全員の続柄記載の住民票、事実婚 (パートナーシップ) 関係申立書 (P31)	市役所等 及び 本人	
		イ パートナーシップ制度導入市町村の発行する受理証、事実婚 (パートナーシップ) 関係申立書 (P31)		
	同居予定者が別世帯の場合	戸籍謄本 (続柄を確認するため)	市役所等	
	現在婚約中の方	婚約の証明書 (P31) ※入居可能日の前日までに入籍したことが確認できる書類 (婚姻受理証明書、戸籍謄本、住民票等) を提出してください。	本人及び 第三者	
配偶者のいない成人	戸籍謄本 (配偶者の死亡等が確認できるもの)	市役所等		
単身で申込む方	以下のすべての書類 ア 戸籍謄本 (配偶者の有無が確認できるもの)	市役所等 本人		
	イ 単身入居の入居者資格認定のための申立書 (P27 ~ P28)			

外国籍	母子（父子）世帯、配偶者のいない成人又はひとり親（寡婦）控除のいずれかに該当するが戸籍謄本が取れない外国籍の方	独身証明書（婚姻要件具備証明書）等 配偶者の死亡、離婚、未婚の確認ができる公的証明書と日本語訳	大使館等	
障がい	障がい等のある方	身体障がい者手帳の写し、精神障がい者保健福祉手帳の写し又は精神障がいの障がい年金給付の証明書、療育手帳の写し、戦傷病者手帳の写し等 単身住宅への申込の方は、障がい者控除対象者認定書等でも可	本人	
	難病患者等	市町村が交付する障がい福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証等の写し	本人	
その他	原子爆弾被爆者	被爆者健康手帳の写し	本人	
	ハンセン病療養所等に入所していた方	入所証明書 （ハンセン病療養所等の長又は、厚生労働省健康局疾病対策課長が証明したもの）	厚生労働省 又は ハンセン病療養所	
	生活保護を受給している方	生活保護受給証明書 ※受給者証ではありません。	市役所等	
	特定中国残留邦人等で支援給付を受給されている方	支援給付受給証明書	厚生労働省	
子育て	母子・父子世帯	戸籍謄本（親子別戸籍の場合は双方のものが必要）	市役所等	1
	ひとり親（寡婦）控除に該当する方	戸籍謄本（配偶者の死亡等が確認できるもの）	市役所等	
被災	子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者世帯	居住実績証明書（避難元市町村発行） ※子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者は、別途書類が必要になる場合がありますので、お問い合わせください。	市役所等	11
落選	通算4回落選世帯 ※一般住宅に申込みをされる世帯のみ	今回の入居申込み日前2年間において、当選とならなかった「抽せん結果通知書」はがき4枚 ※提出のなかった場合は失格となります。	本人	4
被害者	DV被害者世帯	以下のいずれかの書類 ア 女性相談支援センター長、配偶者暴力相談支援センター長、母子生活支援施設長、市町村等による証明書（一時保護又は入所の証明） イ 女性相談支援センター長、配偶者暴力相談支援センター長、福祉事務所、市町村、その他の団体による証明書（アに該当するものを除く） ウ 裁判所が決定した保護決定通知書の写し ※上記のイは、単身入居者のための確認資料とはなりません。	各関係機関	2
	犯罪被害者世帯	「被害の相談や届出等を行った時の住所と現在の住所に変更がないこと」が必須となります。 ア 必ず提出を要する書類 犯罪被害等にあったことを記載した申告書（申告書は後日公社より送付） ----- イ いずれか1つ提出が必要な書類 ・交通事故の被害者である場合は、交通事故証明書 ・犯罪等により精神的な後遺症が生じた場合は、医師の診断書 ・犯罪等の被害により収入が著しく減少した場合は、被害前後の収入を確認できる書類	本人 各関係機関	 3

公共事業	公共事業により住宅が除却される世帯	以下のいずれかの書類 ア 埼玉県が公共事業を施行することに伴い、住宅を除却されることが決定したことを証明する書類 イ 都市計画事業等の施行に伴い、住宅を除却されることが決定したことを証明する書類 ウ 土地収用法等に基づく事業の執行に伴い、住宅を除却されることが決定したことを証明する書類 エ 県営住宅建替事業等が決定していることに伴い、県営住宅を除却されることが決定したことを証明する書類 オ 住宅地区改良法に基づく不良住宅であることを証明する書類	各関係機関	6
	借上型県営住宅の借上期間満了世帯	県営住宅の建物所有者と埼玉県の賃貸借契約が2年以内に満了となる借上型県営住宅に住んでいる世帯 ※入居期間が2年以内で満了となる世帯ではありません。 (対象となる方は埼玉県住宅供給公社で確認するため、書類の提出は不要です)	—	8
	特別県営住宅等の建替えに伴う移転世帯	以下のすべての書類 ア 建替え事業が決定していることを証明した、建替え担当部署の長が発行する書類 イ 申込時点での月額家賃を証明した、担当部署の長が発行する書類 ウ 建替え後の本来家賃を証明した、担当部署の長が発行する書類 ※イ・ウの書類は減免措置等をしていないもの	各関係機関	5
災害	災害により住宅が滅失した世帯	市町村が発行する住宅の滅失を証明する書類 (罹災証明書)	市役所等	7
近居	近居支援世帯	ア 必ず提出を要する書類 ・住民票（県営住宅に申込まない側の世帯の世帯全員で、続柄の記載のあるもの） ・戸籍謄本（親子別戸籍の場合は双方のものが必要）	市役所等	9
		イ 以下のいずれか該当するほうの書類が必要です。 [孫の世話の場合] ・子育て申告書（P29）	本人	
		[介護・看護の場合] ・介護・看護等申告書（P30） ・介護・看護等を証明する書類（要介護認定が記載された介護保険被保険者証、医師の診断書などの写し）	本人及び各関係機関	

5 入居説明会

入居説明会では入居承認を受けるために必要な「入居請け書」「敷金納入領収書」「緊急時連絡先になられる方の本人確認書類の写し」を提出していただきます。入居中の注意事項、修繕の負担区分及び駐車場の申込み等について説明をしますので、必ず出席してください。

なお、欠席者は次回募集以降1年間は申込みができません。

当日、下記の書類を確認した後、当会社から「県営住宅入居承認書」を交付します。

- ・緊急時等連絡先など記載した「入居請け書」
- ・緊急時等連絡先になられる方の本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカードの表面（写真のある方）等）
- ・敷金（家賃の2ヶ月分）を納入した敷金納入領収書
※入居の際には、連帯保証人は不要です。ただし、1名の緊急時等連絡先が必要となります。緊急時等連絡先をやむを得ず付けられない方については、管轄の支所へご相談ください。

6 入居後

(1) 家賃

- ・家賃は引越し日にかかわらず、入居可能日より発生します。
- ・家賃額は、世帯の収入に応じた家賃算定基礎額に、住宅の規模や立地条件、築年数などの条件が加味されて決まります。
- ・支払いは、原則、口座振替です。
- ・入居後は毎年、収入申告をしていただき、その結果に基づき次年度の家賃額を決定します。
- ・入居後、世帯の収入によっては家賃の減免を受けることができます。
- ・収入基準を超えたときは超過割合に応じた額が加算され、また申告されないと近隣の民間住宅と同程度の家賃となります。

(2) 共益費

- ・街路灯、廊下灯、給水施設、浄化槽及びエレベーターなどの共同施設の費用は「共益費」として団地自治会にお支払いいただきます。
- ・住宅毎の設備内容等により異なりますので、団地自治会役員の方から説明を受けてください。
- ・借上げUR県営住宅は、UR都市機構と直接契約し、口座振替していただくことが条件となります。

(3) 団地自治会

県営住宅の自治会は、団地敷地内の草刈りや清掃活動を行っているほか、入居者相互の親睦活動、共益費・自治会費の徴収を行っており、共同住宅での生活を快適に過ごすうえで、不可欠な組織です。

県営住宅に入居された後は、団地自治会に入会していただくとともに、活動に積極的に参加し、明るい住まいづくりにご協力ください。

(4) 迷惑行為の禁止

- ・犬、猫、鳥類その他の動物の飼育及び餌やりは禁止です。
- ・著しい騒音を出す、暴言を浴びせる、暴行を働くなどの他の入居者への迷惑行為は禁止です。

【資料】個人情報の取り扱い

埼玉県住宅供給公社がお客様の個人情報をお預かりする場合は、下記利用目的等の通知又は公表を行ったうえで、利用目的の達成に必要な範囲で収集いたします。また、保有するお客様の住所・氏名等の個人情報は、公社個人情報保護方針に則り、適切に取り扱います。

記

1. 個人情報の利用目的
 - ① 県営住宅等の申込み、入居、収納、修繕、退去等の業務
 - ② 各種情報及び連絡事項のご連絡のご案内
 - ③ 各種アンケートのお願い
 - ④ 調査・統計資料の作成
 - ⑤ その他住宅等の管理上必要な場合
2. 個人情報提供の任意性
申込み書や各種申請書等について、個人情報を含む所定の記入箇所の不備や添付書類を提出されない場合、失格や無効など、不利益が生じる場合がありますので、ご承知おきください。なお、各種アンケートについては、個人情報の提供は任意です。
3. 個人情報の第三者提供
当公社は、「法令等に定めがある場合」、「個人の生命の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、個人情報を第三者に提供することはいたしません。
4. 個人情報の預託
当公社は、業務の執行上、個人情報保護の措置が講じられている業者（管理業者、修繕業者など）へ個人情報を預託する場合がありますので、ご承知おきください。
5. 個人情報の利用目的の通知及び開示等のお求めの手続き
当公社は、本人又は本人から依頼された代理人からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお求めに対応しております。
なお、お求めの際は各種請求書を提出していただきます。

個人情報問合わせ・相談窓口 TEL 048 - 829 - 2863 FAX 048 - 824 - 3786 メールアドレス privacy@saijk.or.jp 個人情報保護管理責任者 事務局長 代表者 理事長 庄司 健吾
--

【資料】資格審査時提出書類

- ・該当される方はコピーしてご利用ください。
- ・申込み時には必要ありません。

名称	目的	参照 P
給与支払証明書	令和6年1月2日以降に現在の職場に就職した	P24
事業所得等収支明細書	令和6年1月2日以降に自営業を開業した方等	P25
退職証明書	令和5年1月2日以降に退職し、現在無職の方	P26
在職証明書	県外居住者で県内に勤務場所のある方	P26
単身入居の入居者資格認定のための申立書	単身住宅または単身車イス住宅に申し込みをした方	P27~P28
子育て申告書	近居支援（孫の世話の場合）を申告された方	P29
介護・看護等申告書	近居支援（介護・看護の場合）を申告された方	P30
事実婚（パートナーシップ）関係申立書	事実婚（パートナーシップを含む）の關係に該当する方	P31
婚約の証明書	現在婚約中の方	P31

※令和6年1月2日以降に現在の職場に就職した方に提出していただくものです。

給与支払証明書

氏名		採用 年月日	年 月 日	職種		扶養家族	人
年 月	給 与	賞 与	時間外勤務手当	その他の手当	月 計		
年 月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
合 計							

上記のとおり給与を支給したことを証明します。 年 月 日

所在地 _____

電 話 _____

名称及び代表者氏名 _____ 印 _____

給与の支払者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載し社印又は代表者印を、また、個人の場合は個人印を押してください。

●記載上の注意……………給与支払者様へ

- ア 直近の支給からさかのぼった1年間（勤務が1年に満たない場合は、その該当月だけ）を記入してください。（前の勤務先等での収入は記入する必要がありません。）
- イ 就職後1ヶ月に満たない場合は、今後1年間の推定年間給与合計を算出してください。
- ウ 記載事項は給与の原簿からペン又はボールペンで正確に転記してください。
- エ 記載を必要としない欄は斜線を引いてください。
- オ 訂正箇所には必ず訂正印を押してください。
- カ 通勤手当等の非課税部分の収入は記入しないでください。

事業所得等収支明細書

年 月 日

1 氏 名

住 所 電話番号

3 事業開始年月日

年 月 日

2 業 種 名

4 事業期間 年 月 日 ~ 年 月 日

事業所名称

事業所所在地

電話番号

5 月別収支内訳

区分	月別		年												合 計				
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月		月	月	月	
収 入 の 部																			
	計																		
支 出 の 部																			
	計																		
差 引																			

※ この収支明細書を提出する方は現金出納帳など、収支明細を証明できる帳簿を持参してください。

※ さかのぼって1年間（1年に満たない場合は、その該当月だけ）記入してください。

※令和5年1月2日以降に退職し、現在無職の方に提出していただくものです。

退職証明書

(宛先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

住所 _____

氏名 _____

上記の者は、 年 月 日付けで退職した
ことを証明します。

年 月 日

証明者 住 所 _____

名 称 _____

代表者名 _____ 印

電話番号 _____

※県外居住者で県内に勤務場所のある方に提出していただくものです。

在職証明書

(宛先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

住所 _____

氏名 _____

上記の者は、 年 月 日より当社に
在職していることを証明します。

勤務地住所： _____

年 月 日

証明者 住 所 _____

名 称 _____

代表者名 _____ 印

電話番号 _____

項 目		① 現在の日常生活において介護(介助・援助)を必要としていますか			② ①において介護が必要と答えた場合、現在の介護(介助・援助)をどこから受けていますか			③ ①において介護(介助・援助)が必要と答えた場合、県営住宅に入居したときにどこから介護(介助・援助)を受ける予定ですか		
		不 必 要	一 部 必 要	全 部 必 要	介護保険 による 居宅サー ビス	介護保険以外による 介助・援助		介護保険 による 居宅サー ビス	介護保険以外による 介助・援助	
						公的機関(市 町村、保健所、 支援センター など)	民間(ボラン ティア団体、 NPO、親族 など)		公的機関(市 町村、保健所、 支援センター など)	民間(ボラン ティア団体、 NPO、親族 など)
基 本 的 な 動 作	居宅における 移動									
	食 事									
	お 風 呂									
	ト イ レ									
	着 替 え									
そ の 他	炊事・洗濯・ 掃除など、ふ だんの家事									
	相 談									
	見 守 り									

○現在受けている介護(介助・援助)について内容、頻度、実施団体名等具体的にご記入ください。

()

○現在受けている医療(訪問看護、通院、服薬、急に持病の症状が出たときの方法など)があり、それについて知らせておきたいことがあれば、その具体的な内容をご記入ください。

()

○入居申込みをした県営住宅において受けることを予定している介護(介助・援助)について、内容、頻度、実施団体名等具体的にご記入ください。

()

5. 生活の相談ができる親族(2名)の氏名、住所、年齢、電話番号、続柄をご記入ください。

氏 名	住 所	年 齢	電 話 番 号	続 柄

以上の申立のとおり相違ありません。

また、埼玉県住宅供給公社が単身入居者資格の認定を行なうに際し、市町村(福祉主管部局等)に意見を求める必要がある場合において、埼玉県住宅供給公社が本申立書及び面接等の調査で知った事項について、市町村(福祉主管部局等)に情報提供することに同意します。

年 月 日

(宛先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

氏 名

子育て申告書

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

申告日 年 月 日
 申告者 住所 _____
 氏名 _____
 連絡先 _____

私は、県営住宅等の入居の申込みを行うに当たり、親から受ける子の世話の状況について、下記のとおり申告します。

記

世話を受ける申告者の子（孫）の氏名			
世話をする申告者の親（祖父母）の住所			
世話をする申告者の親（祖父母）の氏名		続柄	
世話を必要とする理由	1	申告者が仕事をしているため	
	2	申告者が障がい者である又は病気等の事情があるため	
	3	申告者が同居家族（障がい者である又は病気等の事情がある）の世話をしているため	
	4	その他（ ）	
世話の日数	一週間当たり	日	
世話の時間	一日当たり	時間（	時 分～ 時 分）
具体的な世話の内容			
世帯間の距離 （子世帯と親世帯の住宅間の距離を記入してください。）	現在の距離	約（	） km
	入居後の距離	約（	） km

※添付書類：戸籍謄本、住民票の写し等

※事実婚（パートナーシップを含む）の方に提出していただくものです。
様式第7号(2)（第23条関係）

事実婚（パートナーシップ）関係申立書

年 月 日

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

私達は、婚姻と同様の意思をもって、婚姻関係における共同生活に類する共同生活をしている関係であることを申し立てます。

申立者

住所

氏名

住所

氏名

（注）・双方に配偶者がおらず、かつ住民票で1年以上の同居（申込み切日時点）が確認できること又は、パートナーシップ制度導入市町村の発行する認証の取得者

※現在婚約中の方に提出していただくものです。
様式第7号(1)（第23条関係）

婚約の証明書

年 月 日

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

下記兩名は 年 月 日婚約成立し、
年 月 日入籍予定であることを証します。

申込者

住所

氏名

婚約者

住所

氏名

証明する者

住所

氏名

（注）・入居可能日の前日までに婚姻の届出をして下さい。
・証明する者欄には第三者の方の署名が必要です。